

合併特例区規約

(設置及び目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の8第1項の規定に基づき、合併特例区を設置し、法第5条の13に規定する事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、「風連町」とする。

(区域)

第3条 合併特例区の区域は、「合併前の上川郡風連町の区域」とする。

(設置の期間)

第4条 合併特例区の設置期間は、「合併の日から5年間」とする。

(処理する事務)

第5条 合併特例区の処理する事務は、法第5条の12の規定に基づき、別表第1に掲げる事務及び別表第2に掲げる公の施設の設置及び管理とする。

(公の施設の名称及び所在地)

第6条 合併特例区が設置及び管理する施設は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設とし、別表第2に掲げるものとする。

(事務所の位置)

第7条 合併特例区の事務所の位置は、名寄市風連町西町196番地1とする。

(特例区の長)

第8条 合併特例区の長は、法第5条の15第1項の規定に基づき、市長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は、法第5条の15第2項の規定に基づき2年とし、再任を妨げないものとする。

3 合併特例区の長は、法第5条の15第3項の規定に基づき、助役と兼ねることができる。

(協議会構成員の選任等)

第9条 法第5条の18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこととし、合併特例区協議会(以下「協議会」という。)の構成員の選任及び解任の方法並びに任期は、次のとおりとする。

(1) 市長は、協議会の構成員の選任にあたり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮するものとし、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者の中から15人を選任する。

(2) 協議会の構成員の任期は、2年とする。

(3) 協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。

(4) 前号の規定により、構成員が失職したときは、市長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 法第5条の19の規定に基づき、協議会に会長及び副会長を置くこととし、選任及び解任の方法は、次のとおりとする。

(1) 協議会に会長及び副会長を各1人置くこととする。

(2) 協議会の会長及び副会長は、構成員の互選によって決める。

(3) 協議会の会長及び副会長の任期は、協議会構成員の任期による。

- (4) 協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- (5) 協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 会長又は副会長が職務を行うことができないとき、又は職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができる。

(協議会の組織及び運営)

第11条 合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、第9条第1号で選考された委員により組織する。
- (2) 協議会は、法第5条の20の規定に基づき法の権限に属させられた事項について処理する。
- (3) 協議会は、合併特例区の実務、市の事務のうち区域に係るものに関し、市長若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を具申する。
- (4) 前号のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申する。
- (5) 協議会は、合併特例区の予算、補正予算及び暫定予算の同意並びに決算の認定に関する審議を行う。
- (6) 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、協議会設置後最初の会議に限っては、市長が招集する。
- (7) 会長は、委員の4分の1以上から会議の請求があるときは会議を招集しなければならない。
- (8) 会議は、委員の過半数をもって成立する。
- (9) 会議の議長は、協議会の会長が務めるものとし、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (10) 前号の場合、会長は委員として議決に加わることができない。
- (11) 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。
- (12) 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第12条 合併特例区及び協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営について必要な事項は、合併特例区の長が、市長の承認を得て別に定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表第1 合併特例区が行う事務

区 分	事務事業の名称	備 考
自治組織 自治活動	自治組織推進事業 広報・ホームページ開設	
施設等管理	地域施設管理 天塩川パークゴルフ場の管理 町民農園管理	
地域生活	街路灯・防犯灯管理事業 河川・道路愛護事業 利雪克雪事業 定住対策事業 排雪受託事業	
地域振興	NPOまちづくり観光支援及びイベントなど活性化事業 都市交流事業 ふるさと会 町民広場手形作成事業	
地域福祉	敬老事業	
地域教育 子育て推進	特定車両運行（大型バス・通学車両） 区域高校振興対策事業 放課後対策事業 通学・通園支援事業 区域育英基金事業	

別表第2 合併特例区が管理する施設

施設の名称	施設の所在（合併前の位置）	備 考
西町コミュニティセンター	風連町西町 76 番地 2	
母と子と老人の家	風連町大町 85 番地 8	
仲町集会所	風連町仲町 74 番地 1	
日進コミュニティセンター	風連町字日進 3076 番地	
日進レクリエーションセンター	風連町字日進 2251 番地	
東生福社会館	風連町字東生 289 番地 1	
旭コミュニティセンター	風連町字旭 2216 番地	
サンシャインホール	風連町字旭 2216 番地	
東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連 3395 番地	
瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生 4151 番地 2	
西風連コミュニティセンター	風連町字西風連 2500 番地	